

・海外に居住する被扶養者を申請するとき（国内居住要件 例外該当の場合）

＜扶養申請に必要な書類＞

(1) 日本国内に住民票がある方

- ①被扶養者(異動)届
- ②被扶養者認定・削除通知書
- ③被扶養者申請理由書(省略可)
- ④被扶養者認定に必要な証明書類
※下記一覧表中の該当項目の書類(海外で就労の可能性がないかを確認させていただきます)
- ⑤住民票

(2) 住民票を除票している方

- ①被扶養者(異動)届
- ②被扶養者認定・削除通知書
- ③被扶養者申請理由書(省略可)
- ④被扶養者認定に必要な証明書類
※下記一覧表中の該当項目の書類(海外で就労の可能性がないかを確認させていただきます)
- ⑤住民票 除票

例外該当事由		※証明書類
1	海外において留学する学生	【添付は①+②】 ①査証 ②学生証、在学証明書、、入学証明書等の写し のいずれか
2	海外に赴任する被保険者に同行する方	【添付は原則①査証(家族帯同ビザ) ②または③でも可】 ①査証(家族帯同ビザ) ※渡航先国で「家族帯同ビザ」の発行がない場合は、発行されたビザが就労目的ではないか、個別に判断します。 ②海外赴任辞令 ③海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
3	観光、保養又はボランティア活動、 その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方	【添付は①+②】 ①査証 ②ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
4	被保険者が外国に赴任している間に、 当該被保険者との身分関係が生じた方で、 2と同等と認められる方	出生や婚姻を証明する書類等の写し

日本国内に住民票がなく、左記の事由以外で海外に居住の場合は、「国内居住要件例外 非該当」となり、被扶養者としては、認められません。

(注) 証明書類が現地語で記載されている場合は、翻訳していただき、翻訳者の署名をお願いします。

- ①署名がないものは無効とします。
- ②翻訳は、被保険者および家族によるものでも構いません。